

平成 28 年第 4 回定例会 総務常任委員会記録

開 催 日 時	平成 28 年 12 月 9 日 午後 1 時 0 0 分～ 平成 28 年 12 月 9 日 午後 4 時 4 2 分	召集場所	第 3 委員会室
付 託 事 件	議案第 135 号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 137 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について 議案第 141 号 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について 議案第 160 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号） 認定第 164 号 財産の無償貸付について 議案第 165 号 財産の無償貸付について		
出 席 委 員	酒井 宇之吉	山本 英明	中村 一雅
	佐藤 恒夫	中村 敬治	兵頭 学
	藤井 朝廣		
説 明 員	総務企画財政部長 宗 正弘	総務課長 宇都宮 裕	財政課長 山岡 薫彦
	総合政策課長 藤井 兼人	情報推進課長 宇都宮明彦	まちづくり推進課長 高橋 司
	教育部長 松川 伸二	教育総務課長 沖村 智	文化体育振興課 土居眞二
	生涯学習課長 中須賀 敏幸	消防長 西川 伝	議会事務局長 浅野 信也
	消防総務課長 佐藤 克也		
傍聴者	なし		
山本副委員長 酒井委員長 酒井委員長 宗総務企画財務部長 酒井委員長 酒井委員長 宇都宮総務課長 酒井委員長 酒井委員長		開会宣告を行う。 （開会 午後 1 : 0 0） 挨拶を行う。 宗総務・企画財政部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査に入る旨を告げる。 【選挙管理委員会所管分】 議案第 135 号『西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例を改正する条例制定について』を議題とし、説明を求める。 議案に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手採決により採決を行う。	

酒井委員長 宇都宮総務課長 酒井委員長	挙手全員により、議案第 135 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 【総務部】 【総務課所管分】 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。 議案に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 160.号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（13：10～13：20） 再開を告げる。
酒井委員長 宇都宮情報推進課長 酒井委員長 藤井委員 宇都宮情報推進課長 藤井委員 宇都宮情報推進課長 藤井委員 宇都宮情報推進課長 藤井委員 酒井委員長	【情報推進課所管分】 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。 予算書に基づき説明する。 質疑を諮る。 これはおそらくやってもらっておると思うんですけども、今、この何年かは市内業者で採用されていますか、それとも市外業者も採用されている経緯がありますか、印刷は。 ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。市内業者と市外業者なんですけど、平成 28 年度は市外業者、平成 27 年度は市内業者です。ここ最近、それ以前は市外業者が多いです。 これ、1 社入札もありますし、2 社も認めるというのがあったと思うんですけど、これ何社で入札かかっておりますか。 藤井議員のただいまのご質問ですけど、4 社で複数見積もりを行う予定といたしております。市内業者を含めた 4 社で行う予定です。 そのうちの市内業者っていうのは何社ありますか。 ただ今のご質問ですけど、市内業者はこちらに本社があるという、そういう形でよろしいですか。であると 1 社です。 暫時休憩願います。 暫時休憩を告げる。（13：26～13：35） 再開を告げる。

酒井委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
酒井委員長	採決に移る旨を告げ、挙手評決により採決を行う。
	挙手全員により、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	ここで皆さんにお諮りをいたします。情報推進課より、案件につきまして委員およびケーブルテレビも入っている中で説明をさせていただきたいという依頼がございましたが、それをよろしいですか。はい。それでは宇津宮情報推進課長、「くらしの便利帳」の説明をお願いいたします。
宇都宮情報推進課長	「くらしの便利帳」の説明を行う。
	暫時休憩を告げる。(13 : 42～13 : 53)
	再開を告げる。
	【財政課所管分】
酒井委員長	議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について
	を議題とし、説明を求める。
山岡財政課長	予算書に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
中村敬治委員	現在、財政調整基金の残高はいくらありますか。
山岡課長	財政調整基金の残高はということで、中村議員のご質問にお答えしたいと思います。今回の補正予算ベースで、46 億 6859 万 8000 円となるものでございます。
中村敬治委員	それではこの 46 億あまりの金額ですね、やっぱ西予市としてはこの金額は妥当な金額なのか、それともまだまだ不足しておるのか、その辺ちょっとお考えをお尋ねいたします。
山岡財政課長	中村議員のご質問、財政調整基金、現在の額が妥当かどうか、今後どうなのかというご質問にお答えしたいと思います。ご案内のように、いろいろな場面でご説明しておりますように、今後 10 年間先を見ますと、今回、毎年更新しております中長期財政計画におきましても、200 億円から 220 億円位の財政規模を想定しております。現在 280 億円ですから、そこで言いますとかなりの額、60 億円ぐらい減額していくようになってきますが、そうしたところの財源といたしまして、現在の額を確保しているものでございます。従いまして、今後、交付税のほうも合併算定替えの優遇措置が終了するのが 31 年でございますので、かなり段階的に減少してまいります。そういったことに備えて確保しているものでございますので、今後ともそういった状況を見極めながら、適正な額を確保していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

藤井委員	暫時休憩をお願いします。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(13 : 58～14 : 05)
藤井委員	再開を告げる。
山岡財政課長	委員長、これからの財政状況の展望、先のことで恐らく全部正解は出んと思うんですが、簡単に説明していただきたいんですが、よろしいですか。
	先ほど申し上げましたように、合併の優遇措置が平成 31 年に終了するところでございます。そういった中で一番影響が出てくるのが地方交付税ということで、市の財政の約半分近くを頼っているわけですが、その削減額がいろいろな陳情とか要望の中で縮減されていって、3 割位になったというふうに報道というか、言われております。そうなったとしても、今のところ、8 億円から 10 億円位、その分で交付税が差が下がってくるという見込みがございます。そういったところに対応していくこと、また人口減少によって税収とかも下がってまいりますので、そういった部分とかがあります。
	一方で公共施設等、多くを抱えておりますので、そういったところ辺で、さらにまた地方創生にも力を傾けていかなくちやならないというところで、いろいろな方面で今取り組んでいる改革を進めながら、できるだけサービスは低下しないように努めているところでございます。また地方創生等の要望にお応えできるように努めていくように、今いろいろな改革を進めておりますので、そういったところでご協力、ご理解をいただきたいと思っております。
酒井委員長	非常に財政的に今後、合併後、非常に基金は多くなっておりますけれども、難しい将来展望をしますと難しくなっておりますが、議会におきましても、一度行政側とタイアップして、行政改革、そしていろいろな形で施策についての見直し等も協力したいとは思いますが、議会の務めをしっかりと果たしたいと思います。
酒井委員長	質疑を終結する。
	採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。
	挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
	暫時休憩を告げる。(14 : 08～14 : 18)
	再開を告げる。
酒井委員長	議案第 141 号『八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の取り崩しに伴う権利の放棄について』 を議題とし、説明を求める。
高橋まちづくり推進課長	議案に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。

中村敬治委員	この市町村圏基金、八幡浜・大洲圏域ですから、内子や伊方も入っておると思いますが、これらが基金を設立に当たって、西予市は9500万ほど出しておるということのようではございますけれども、合計でその基金はいく位あるんですか。
高橋まちづくり推進課長	現在の基金でございますが、3億9315万5000円が圏域でございます。以上でございます。
中村敬治委員	そのうちの9500万円分位が西予市の部分だということですね。
高橋まちづくり推進課長	はいそうです。
中村敬治委員	この3億9000万の基金設立に当たってですね、県からの助成金はあったのかどうか、あったとすればどのくらいあったんですか。
高橋まちづくり推進課長	この今の基金残高、3億9000万程度でございますけれども、これは今までも取り崩しがございました。で、当初の積み立て金額の資料を持ち合わせておりませんが、現在の3億9315万5000円のうち、愛媛県が出資されたものが3877万1000円ございます。以上でございます。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第141号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(14:24~14:26) 再開を告げる。
酒井委員長	議案第164号、165号『財産の無償貸付について』 を一括上程で議題とし、説明を求める。
藤井総合政策課長	議案に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
中村敬治委員	この昨年の議会でですね、西予市の使用料及び手数料条例が改正へ議決をしたわけではございますけれども、それは条例としては去年の9月25日から施行されておりますが、これを見ますと、太陽光なんかにつきましては、1平方メートルにつき350円という形で貸付しますよ、というようなことがスタートしております。それらの関係で、今回これは普通財産ではあるかと思いますけれども、一般市民から見たときにその辺はどうなのかなという、若干の違和感があるんじゃないかなと思っております。その辺もうちょっとわかりやすく説明いただければいいのかなという気がしております。
藤井総合政策課長	中村議員がおっしゃられたように、西予市使用料及び手数料条例第2条第3項におきまして、行政財産に属する土地または建物に太陽光発電設備を設置させる場合には、使用料を徴収するとなっております。今回の狩江小学校が廃校になりまして、跡地施設につきましては普通財産になりましたので、ま

	ずこの条例のほうに適用されていないということと、また先ほど申しました西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針におきまして、地域振興を目的とした跡地を利用する場合には無償貸付とするということにさせていただいております。また今回の計画書を見ますと、太陽光発電で生じた収益につきましては、施設の維持管理費は利用者に負担していただくということにしておりますので、そういった施設の維持管理費に充てていただくとか、また当該施設を活用した地域づくり活動に生かしていきたいというふうに申請書に明記をされておりましたので、今まで申しました事柄を内部で検討いたしまして、適当であるということで、今回無償貸付をするような形で、議会のほうへ提案させていただきました。以上です。
中村敬治委員	そうしますと、これから次々と学校がですね、主に学校が活発に整備、統廃合されておまして、宇和地域もこれからというところで、非常に説明会で喧々諤々意見が出ておるわけです。明浜小学校ももう既に廃校が決定しているという中でですね、やはりこういう行政財産を普通財産に変えて、運動場とか体育館はまた社会教育施設ということで直接管理されるということですが、学校舎関係につきましては、こういうことを積極的にPR していただいて、特に耐震基準に適合する建物についてはですね、適合してないものはちょっとどうかと思いますけれども、そういう耐震基準に適合する建物については積極的にPR していただいて、こういう太陽光発電などによって利益を生みつつ、適正に跡地の利用促進を図っていただくという人がしっかりと手を挙げていただくような雰囲気作りをですね、気運を盛り上げていくなきっかけ作りをしていただければ非常にいいのかなという気がしておりますので、それはこれからの問題ではございますけれども、明浜小学校なんかについても、野村と統合後は一番この西予市の中心地ですから、しっかりとそういうことをPR していただいて、新規の人が参入していただいて、利活用していただくということに努めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。
藤井総合政策課長	誠にありがとうございます。利活用のほうは、今廃校・廃園となりました施設 24 施設のうち、利用されたのはまだわずか6 施設でございますので、まだまだ利活用は進んでいない状況でございます。中村議員のほうからご提案いただいた件も検討いたしながら、積極的な利活用に努めたいと考えております。どうもありがとうございます
藤井委員	この利用目的の変更届、これは行政がされるんですか、それとも変更届はいらないんですか。それとも借りたほうが変更届、処理等々は。誰がどこへ申請しよるんですかね。

酒井委員長	暫時休憩を告げる。(14 : 35～14 : 39) 再開を告げる。
藤井総合政策課長	施設の使用の目的については、それぞれその利用される方から申請書を提出していただいております。
兵頭委員	一階のこのてんぼ屋さんですかね。この方が高齢者向け配食サービスということで、これはある程度の大きさが必要じゃないかと思うけど、4メートルの7メートルで28平方メートルで、これ位のスペースでこの給食サービスというのはできるのでしょうか。それと給食サービスの対象者の人数はある程度わかっておりますか。
藤井総合政策課長	スペースにつきましては、てんぼ屋様からこのスペースでということでお伺いしているので大丈夫かと思います。配食の利用者の関係ですが、昨年の平成27年度の実績で、配食サービス利用者が約25人、弁当なども販売をされてますが、約2000食を販売しているということをお聞きしております。以上でございます。
中村一雅委員	素人考えですいません。無茶々園さんが借りられる財産が借りられる、779平方メートル、天井の太陽光発電設備のことについてですけれども、これは100パーセント売電をするための設備なののでしょうか。自分の所で消費する電力を賄う用途としても利用されるのでしょうか。
藤井総合政策課長	今回申請のありました太陽光発電設備につきましては、この設備で生じた電力は売電する予定でございます。売電の収入は、施設の維持管理費や当該施設を活用した地域づくり活動に生かしていきたいというふうに計画書には記載をされております。以上でございます。
中村一雅委員	先ほど財政のほうから、面積割りで39万7000円光熱費として、ということが田之浜小と狩江小についてはあるというふうに伺いました。そこら辺のこととこれは全く別途の計上になるということですね。
藤井総合政策課長	施設の維持管理費等、電気代も含めまして、につきましては全て利用者の方に負担していただくということになっております。そういうこともございますので、こういった売電で収益がありましたら、そういうところにも充てていきたいというふうに考えているようでございます。市からは一切助成等はないということにしております。
藤井委員	暫時休憩をお願いします。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(14 : 42～14 : 49) 再開を告げる。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。

酒井委員長	挙手全員であり、議案第 164 号と 165 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(14 : 50～14 : 58) 再開を告げる。 【教育部】 【教育総務課所管分】 議案第 137 号『西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について』を議題とし、説明を求める。
沖村教育総務課長 酒井委員長 藤井委員	議案に基づき説明する。 質疑を諮る。 ちょっと教えて欲しいんですけど、運営委員会及び各支部運営委員会の委員の定員を 30 以内とするとなっておりますが、この委員さんはどういう選任の仕方をされるんですかね。
沖村教育総務課長 藤井委員	はい。ただ今ご質問のありました運営委員の件ですけれども、この件に関しましては、学校関係者、それから PTA 等の直接給食に関わる保護者等が対象となっております。選任に関してはそれぞれの各地区で選抜をされて、そして委嘱をするようにしております。 最後に各地区で選任されたと言われたと思いますが、これを僕がなぜ質問したかと言いますと、いつも一般質問の中に毎回位出るんですよ。というのは、学校給食センターの地産地消、それ何パーセント。これもう 10 年位ずっと出ると思うんですけど、この中に方法はあるんだと思いますけど、そしたら議員は今までは 1 回も入ったことがないんですか。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15 : 06～15 : 12) 再開を告げる。
酒井委員長 松川部長	ただ今の藤井委員の答弁をお願いいたします。 ご答弁を申し上げます。運営委員会というのは、市全体をひとくくりにした運営委員会と、各支部の運営委員会というのは、旧町単位の運営委員会があります。それが支部運営委員会というものでございます。市全体の運営委員会は、その支部運営委員会の代表者が出てきて、協議を行うということでございます。運営委員会はこういった任務を要するかということでございますが、給食調理上の運営に関し、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査・審議を行うとともに、給食会計の監査を行うと。給食会計というのは、原材料費は保護者負担をしていただいて、給食費を徴収しておりますので、そうした会計の監査をしていただくということです。

	支部運営委員さんという運営委員さんがどういうメンバーで構成されているのかということのご答弁で、全体の運営委員会のあり方も捉えられるかと思うんですが、支部運営委員会は各旧町単位でございます。各支部運営委員会は各小中学校の代表者 8 人以内、そして小中学校 PTA の代表 8 人以内、栄養士代表 2 人以内、保健医療関係代表 1 人、学識経験者 8 人以内ということで、最大を 30 人という設定をしております。ですから、小学校再編が進んでいった中で、各支部の代表、小中学校の代表者ということになれば、例えば城川であれば、今回、小中学校ともに 1 校になりました。その 1 校の中で支部の運営委員会が開かれるということで、必然的に学校代表者であったり、PTA の代表者の人数は絞られてきますので、30 人以内で収まっているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。
藤井委員	この説明である程度わかりましたけれども、学識経験者が 8 名ですね。これは誰が選任されるのですか。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15 : 15～15 : 19)
酒井委員長	再開を告げる。
松川部長	先ほどの藤井委員の質問についてお答えを願います。 先ほどの藤井委員からのご質問で、運営委員は誰が任命するの、委嘱するのかという質問にご答弁を申し上げます。教育委員会が任命・委嘱をさせていただきます。また学識経験者につきましては、内部で慎重に協議した上であらゆる角度の学識経験者にご依頼を申し上げて、十分検討した中で、教育委員会で判断をさせていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。
山本委員	関連してですけど、全体の運営委員会で数でみると 30 人以内ということなので、旧町 5 町あると思うんですけど、30 割る 5 の 6 人以内で、各支部同数ということですか、構成人員は。
沖村教育総務課長	各支部で 30 人ということになります。おのおの 30 人。
山本委員	運営委員会もそれぞれ 30 人以内とあるので、全体の運営委員会も 30 人以内ではないのですか。30 人が 5 町分だったらとてつもない人数になりますが。
沖村課長	はい。それぞれでございます。
山本委員	150 人。
沖村教育総務課長	明浜と宇和が一緒になりますので。いずれ統合が進むたびに全体の人数は少なくなると考えております。
松川部長	ご答弁申し上げます。5 地区のそれぞれの支部には 30 名以内ということで運営委員さんをお願いしております。市全体の運営委員会につきましては、各旧町で学校数も異なっております。今現在、野村におきましては 4 校ご

中村敬治委員	ざいます。城川は2校。明浜2校。三瓶も2校。宇和におきましては現在8校。そういった中でそれぞれ人数も配慮しながら構成をさせていただくということでございます。 この名称が西予市立西予西学校給食センターとなっておりますが、もう既に西と付いております。そういうことから推察しますと、現代進行しております野村の給食センターが東というように理解してよろしいのでしょうか。
沖村教育総務課長	まずは今回上程をいたしました名称に至った過程と理由をちょっと述べさせていただきますと思います。今回の名称につきましては、教育委員会事務局内部で十分な協議を重ねるとともに、教育委員会定例会の中においても慎重かつ十分なる議論を経た上で、最終的に市長において決定した名称でございます。その協議・議論を重ねる過程の中で、まず建築する場所を、名称に盛り込んだほうが市民の皆様にはわかりやすく良いのではないかなという意見、それからそれよりも給食の搬送範囲を考慮したほうが良いのではないかなというご意見がありました。 そして、2としまして、野村・城川地域においては、例えば野城という表現も定着しているようですが、そういった名称はどうかというような意見、それから3番目に西部・東部または西東といったような表記を入れたらどうか。その際に、市内広うございますので、どこからどこまでが西か東かというような意見も出ました。それから、給食センターの愛称を考えてみてはどうか等々の意見がございました。最終的には今回上程する名称、西予市西学校給食センターとなったところでありますが、西予市教育委員会では、近い将来には大野ヶ原小学校、惣川小学校を除く市内小中学校の給食については、今回上程をしております新学校給食センターと現在野村に建設を計画しております給食センターに集約をして運営をする計画であります。これらのことを加味した上での名称でございますが、野村の給食センターの名称につきましては、その時に今回と同様な手続きを踏んだ上で決定する必要があるかなと、そう考えております。以上、答弁いたします。
中村敬治委員	現在の学校給食センターは先ほど説明がございましたように、昭和44年に建築されたということで、もうこれ50年近くなるわけですから、耐用年数がきておりますので、多分取り壊されるんじゃないかと思います。そうすると、あそこの跡地、あそこの面積ですね、いくらぐらいあるのか、またその跡地の利用などが具体的に検討されているのかどうか。そしてまたそこにあります調理機器、そういうものが再利用できるものが十分あるんじゃないかと思うんですが、そういうものの後の再利用計画などについて、具体的にわかる

松川部長	範囲でご説明願ったらと思います。 暫時休憩を告げる。(15 : 26～15 : 28) 再開を告げる。 私のほうからご答弁させていただきます。まず一点目、今の宇和学校給食センターの土地の面積というお尋ねがあったかと思いますが、それにつきましては、今詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど土地の面積についてはお知らせさせていただけたらと思います。次に、跡地はどうするのかということですが、宇和学校給食センターは宇和中学校のある意味敷地内にございます。今現在は、給食センターの下の部分が宇和中学校の部活の部室として利用されております。今回学校の整理計画の中で、宇和中学校の部室の改修も予定をしております。当然ながら、改修をするということは、給食センターは取り壊す予定でございます。下の部室も取り壊して新たな部室をそこに整備する、現在のところ計画でございます。 もう一点、厨房機器についてのご質問があったかと思いますが、箱ものにつきましては50 数年という耐用年数で、十分長期にわたる耐用年数でございますが、厨房機器は最も長いもので耐用年数が8 年程度だと理解をしております。現段階で、現在の宇和学校給食センターの中にある厨房機器で、新たな給食センターに持って行って使用に耐えられるものはないと判断しております。中の器具につきましてはどう処分していくのか、今後十分に検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 137 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15 : 30～15 : 34) 再開を告げる。
酒井委員長	【教育総務課所管分】 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。
沖村教育総務課長	予算書に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
山本委員	明間からの皆田小学校までのバスは何台運行の予定ですか。
沖村教育総務課長	1 台でございます。29 人乗りのバスを予定しています。
山本委員	分かりました。

中村敬治委員	明間小の話が出ておりますので、関連して質問させていただきますが、明間小学校は新耐震基準に適合しておりますかね。小学校の校舎。
沖村教育総務課長	明間小学校には前と後ろに校舎がございますが、前の校舎、古いほうの校舎なんですけど、あの校舎が耐震基準は満たされておりません。後ろは大丈夫です。
中村敬治委員	そうすれば、その新耐震基準に適合しておる校舎のですね、いわゆる明間小学校全体にはなるんでしょうけれども、特にその校舎の再利用といいますか、有効活用について、地元にとくさんの区長さん、6、7人おられますけれども、そういう方を含めてのもう既に、来年の4月からの話なんですけど、具体的な話は進んでおるのでしょうか。
沖村教育総務課長	はい。現在再編推進委員会を順次開催しておりますけれども、その中に跡地利用のことについても触れておりますけれども、実際には他の統合のもろもろの重要な事項がございますので、この件に関しては統合後のどうするかということを考えていく必要があろうかと思います。これまで宇和地域以外のそれぞれの学校で、併合した学校、地域であったようにですね、おおむね3年間位、まずは地域でどう使うか、使って地域がまず考えていただく。そして地域がどうしても使い道がわからないというようなことであれば、市のほうで、行政のほうで、例えば企業誘致とか違った考えかたがないか、利用方法について考えます。それでどうしてもその先が、これは難しいというようなことがあれば、最終的には解体も視野に入れなければならないかなというふうに考えております。ですから、現在そこをどういう利用をしていくかというところまではまだ着手できていない状況でございます。
中村敬治委員	まだまだこれからということでございますけれども、私の希望としてはですね、やはり新耐震基準に適合しておるものがあるということであれば、ぜひともこの宇和地域の、宇和、野村、特に大きい旧町の中の宇和と野村との全く中間の宇和野村線の県道沿いに、非常に便利なところにありますので、各種の地域の団体、西予市でも文化祭を開いても、西予市総合文化祭といっても、実際は宇和町だけの中身は文化祭になっております。総合的なものにはなっておりません。ですから、やはり西予市一体化を図っていくためには、そういうような各種団体の方が創作されたもの、発表する場所がないわけですので、なかなか、常時ですね。ですから、そういうものを常時展示できるように、そしてそういう生きがいを見つけていろいろな創作活動に励んでいただくというようなことからしますと、非常に位置的には野村、城川の方も参加しやすいし、三瓶、明浜、宇和も参加しやすい場所にあるんじゃないかと思っておりますので、地域文化の発展・向上のためには、そういう文化活

松川部長	動に利用していただくのも一つの手かなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。 貴重なご意見ありがとうございます。まずは、それぞれの閉校になった小学校、おおむね 140 年前後の歴史があるかと思います。その歴史の中では、当然その公共的なお金もたくさん入っておりますが、地元の財産区であったり、地域の皆さま方のいろいろな浄財であったり、というようなものがあらゆる形でその学校にこもっていると思います。まずはその地域の皆様がどう使うかということを、学校跡地の活用の中では最優先させていただいております。そういった過程を踏まえていって、次、公共的にはどういった形で使えるのかということが、まず行政が考えなければならない部分だと思います。そういった点におきましては、今中村委員さんのほうからご意見いただきましたので、また参考にさせていただきたいと思います。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15 : 47～15 : 51) 再開を告げる。 【生涯学習課所管分】 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。
中須賀生涯学習課長	予算書に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
中村敬治委員	これは耐震化でですね、設計に対しても国費が入っておるようですが、これは設計する側と工事もこれ当然付いてくるわけですけども、設計に対して補助率とかですね、工事に対してですね、補助率とか分かれば、ちょっと国の補助対象の工事についての補助率ですね。
中須賀生涯学習課長	委員長。はい。約 3 分の 1 程度が補助となります。この計算につきましては、率とか上限ありまして、単純に 3 分の 1 というわけではございませんが、目安としましてはそのくらいの金額となります。以上でございます。
藤井委員	暫時休憩をお願いします。
酒井委員長	暫時休憩を告げる。(15 : 56～15 : 57) 再開を告げる。
酒井委員長	質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。

酒井委員長	挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(15 : 58～16 : 00) 再開を告げる。 【文化体育振興課所管分】 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。 予算書に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
土居文化体育振興課長	
酒井委員長	
松川部長	先ほど、議案第 137 号、西予市立学校給食センターおよび学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定におきます質疑の中で、現在の宇和学校給食センターの敷地面積は、というご質問が中村委員さんの方からございました。ご答弁を申し上げたいと思います。現在の宇和学校給食センターの敷地面積は、852.7 平方メートルでございます。以上、答弁とさせていただきます。
中村敬治委員	ありがとうございます。 暫時休憩を告げる。(16 : 04～16 : 14) 再開を告げる。 【消防総務課所管分】
酒井委員長	西川消防長に挨拶を促す。
西川消防長	挨拶を行う。
酒井委員長	議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。
佐藤消防総務課長	予算書に基づき説明する。
酒井委員長	質疑を諮る。
中村敬治委員	ちょっと参考にお尋ねいたしますが、今年度の消防費が 7 億 2400 万位だということですが、このうちですね、三瓶町の常備消防費にかかる予算というのは、今年度、28 年度では大体どの位を想定できるのでしょうか。
佐藤消防総務課長	今年度の常備消防費のうちの消防特別、八幡浜地区施設事務組合の消防事業特別会計の負担金、合計額が 1 億 7266 万 8000 円となるものでございます。 以上でございます。
酒井委員長	質疑を終結する。

酒井委員長	採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(16 : 21～16 : 37) 再開を告げる。 【議会事務局所管分】 浅野事務局長に挨拶を促す。 議案第 160 号『平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）』について を議題とし、説明を求める。
浅野事務局長 酒井委員長	予算書に基づき説明する。 質疑を諮る。 質疑を終結する。
酒井委員長 酒井委員長	採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。 挙手全員であり、議案第 160 号については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(16 : 40～16 : 41)
山本副委員長	閉会宣言 (16 : 42)